

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告示	ページ
○保安林の解除 (治山林道課)	1
○保安林の指定施業要件の変更予定 ()	1
○遊漁規則の一部変更の認可 (漁業管理課)	1
○道路の区域変更 (道路課)	1
公 告	
○特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 (県民生活・男女共同参画課)	1
○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課)	2

告 示

高知県告示第326号

次の保安林を解除したので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成28年6月3日

高知県知事 尾崎 正直

- 解除に係る保安林の所在場所
高岡郡中土佐町久礼字不動堂ノ西7749の1（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 解除の理由
社会福祉施設用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を高知県林業振興・環境部治山林道課及び中土佐町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第327号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により告示する。

平成28年6月3日

高知県知事 尾崎 正直

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

芸西村（次の図に示す部分に限る。）

- 保安林として指定された目的
魚つき
- 変更後の指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び芸西村役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第328号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により、遊漁規則の一部変更を平成28年6月2日に次のとおり認可した。
平成28年6月3日

高知県知事 尾崎 正直

- 奈半利川淡水漁業協同組合 内共第504号 第五種共同漁業権遊漁規則
(1) 漁業権者の名称及び住所
奈半利川淡水漁業協同組合 安芸郡奈半利町字ナカズ後乙1419番地10
- (2) 漁業権の免許番号
内共第504号
- (3) 遊漁規則の変更の内容
第6条第2項の表中「2,000円」を「3,000円」に改める。
附則として次のように加える。
この規則は、平成29年3月1日から施行する。
- (4) 変更後の遊漁規則の施行の日
平成29年3月1日
- 2 安田川漁業協同組合 内共第506号 第五種共同漁業権遊漁規則
(1) 漁業権者の名称及び住所
安田川漁業協同組合 安芸郡安田町西島372番地
- (2) 漁業権の免許番号
内共第506号
- (3) 遊漁規則の変更の内容
第4条第2項の表中「1月1日から12月31日まで」を「4月1日から9月30日まで」に改める。
附則として次のように加える。
この規則は、平成28年6月2日から施行する。
- (4) 変更後の遊漁規則の施行の日

平成28年6月2日

高知県告示第329号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成28年6月3日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年6月3日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路線名 香北野市
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
香美市香北町岩改字 新屋敷3186番1から 香美市香北町岩改字 櫛ヶ谷2131番地先ま で	前	3.1 13.2	150
	後	6.3 24.4	150

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、その関係書類は、平成28年5月24日から2週間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において公衆の縦覧に供する。

平成28年5月24日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

申請の あった 年月日	申請に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の 氏名	主たる 事務所の 所在地	定款に記載された目的
平成28 年5月	特定非 営利活	森澤 満 男	土佐市 高岡町	この法人は、高齢者や 青少年等に対して、ソ

13日	動法人 土佐高 岡倶楽 部		丙588 番地の 1	フテニスなどのスポ ーツの振興に関する事 業を行い、健康で快適 な社会生活を確保する ことに寄与することを 目的とする。
-----	------------------------	--	------------------	---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定によ
り、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成28年6月3日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる 地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
平成28年3月28日 27高都計第657号	南国市岡豊町滝本字 丸山387番1ほか	南国市岡豊町滝本 387番地の4 加納 龍夫、加納 明香